

必要書類一覧 兼 チェック用紙[私費学部留学生用]

同一生計の家族に関して、[1] は一次申請時、[2] は、二次申請時に提出してください。この他にも特別な事情により別途提出して頂く書類が発生する場合がありますが、予めご了承ください。各種書類に「マイナンバー」の記載は不要です。記載がある場合は消去してから提出してください。

[1] 一次申請に提出する書類

必ず提出する書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者本人および 日本にいる同一生計の 家族全員	<input type="checkbox"/>	「授業料免除願」	奨学支援係窓口
	<input type="checkbox"/>	「住民票」(原本) ※ 3か月以内に発行された『世帯全員』と表記があり、かつ『在留資格』の記載があるもの。	市区町村役場

本人に関する書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
2019年以前来日の者	<input type="checkbox"/>	「本人の収入状況報告書(様式8)」	奨学支援係 HP
	<input type="checkbox"/>	収入ありの場合「2019年分源泉徴収票」 ※既に辞めたアルバイト分も必要です。	勤務先
最短修業年限を超えている者	<input type="checkbox"/>	左記の者が申請する場合は一定の条件を満たすこと及び推薦書(様式9)の提出が必要です。 詳細はしおりの「1. 申請資格」をご覧ください。	留学支援係 HP 及び 指導教員等

日本国内で本人と同居している同一生計の、就学者でない家族に関する書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
2019年 以前の 来日者	<input type="checkbox"/>	収入がある者 「2019年分源泉徴収票」	申告者本人控
	<input type="checkbox"/>	正社員を 中途退職者 「退職に関する証明書(様式2)」 ※ 今後退職予定の場合、退職後に証明を受けること	退職した勤務先

日本国内で本人と同居している同一生計の、就学者に関する書類(中学生以下は証明書不要)

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
高校生	<input type="checkbox"/>	「在学証明書」 ※ 2020年4月進学予定の者については二次申請時に提出してください。 ※ 有効期限の記載があれば「学生証(写)」でも可。	在学学校
公立・私立大学生	<input type="checkbox"/>		
各種学校・専修学校生	<input type="checkbox"/>		
国立高等専門学校生	<input type="checkbox"/>	「授業料免除状況等証明書(様式1)」 ※ 2020年4月進学予定の者については二次申請時に提出してください。	在学学校にて 受ける
国立大学生	<input type="checkbox"/>		
中学生以下	<input type="checkbox"/>		

【2】二次申請時に提出する書類（一次申請をした学生のみ対象）

二次申請をしないと審査されず、免除もしくは猶予となりませんので、ご注意ください。
提出期間は 2020年6月8日から2020年6月19日です。期限超過後はいかなる理由があっても受理しません。

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者本人	<input type="checkbox"/>	「二次申請書」	奨学支援係 HP
申請者本人及び同一生計の家族全員 ※高校生以下は不要 ※自宅浪人、予備校生は必要	<input type="checkbox"/>	「令和2年度所得・課税証明書」（原本） （内容が2019年分のもの） ※所得・課税証明書は全部事項証明もしくは収入所得・課税額が記載されているもの。万が一、課税額しか証明されない場合は令和2年度所得証明書（内容が2019年分のもの）と併せてご提出ください。その他の場合については、しおりの「令和2年度所得・課税証明書（全部事項証明）の取得について」を参照して下さい。 ※私費外国人留学生の方で、2020年1月以降に入国した等の理由で、所得・課税証明書が発行されない場合は、申し出てください。その際、理由を詳細にお聞きする場合がありますので、ご協力ください。（例えば、単に「発行されなかった」という説明では不十分です。）	市区町村役場

提出書類にかかる諸注意

- 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- 証明書類で写とあるもの以外は原本を提出してください。
- 証明書類は、一次申請の3カ月前以降に発行されたものを提出してください。
- 令和2年度所得・課税証明書（全部事項証明）の取得について（重要）

令和2年度所得・課税証明書（内容が2019年分のもの）の発行は原則2020年1月1日に居住していた市区町村の役所にて発行されます。発行方法等で不明点があれば市区町村のHPを参照するか、直接役所にお問い合わせください。また、所得・課税証明書は収入・所得金額、住民税の課税額等すべてが記載されている全部事項証明（「*」などで内容が隠れていないもの）をご提出ください。

発行開始日が受付期間以降になる場合には、必ず事前に奨学支援担当係窓口申し出てください。無連絡で期限までに提出のない場合は、不備書類として選考から除外します。